

# インフォメーション

平成 29 年 8 月 1 日  
税理士松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

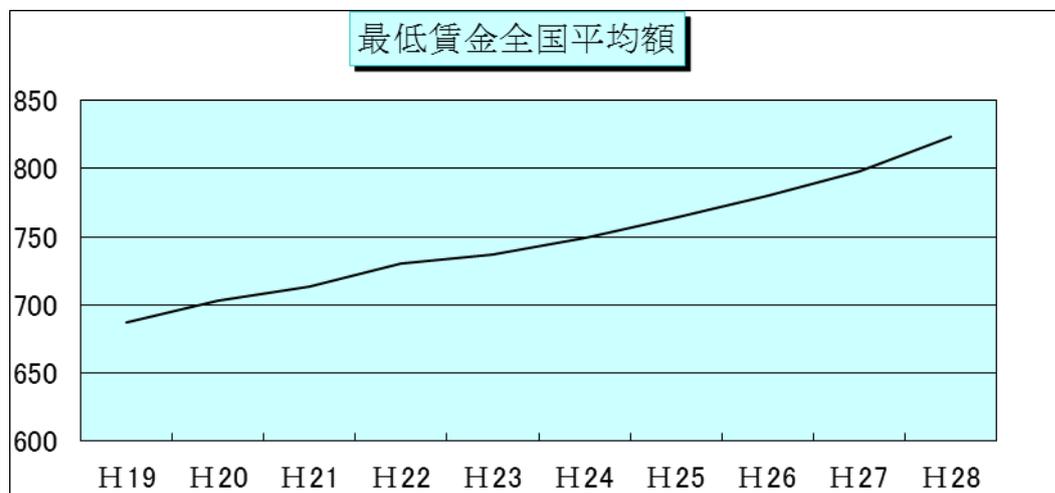
TEL 04-7141-5039

## 最低賃金が引き上げられます 全国平均 848 円へ改定

最低賃金は企業が従業員に支払わなければならない最低限の賃金です。金額は時給で示され、企業が守らなかった場合は、罰則が科せられます。厚生労働省の審議会で引き上げ額の目安が示されたあと、都道府県ごとに労使による協議が行われ、最終的な金額が決定します。

非正規雇用を含む労働者の賃金引き上げにつながる 2017 年度の最低賃金の目安額について、厚生労働相の諮問機関「中央最低賃金審議会」の小委員会は平成 29 年 7 月 25 日、全国平均で 25 円の引き上げを決めました。10 月に目安通り引き上げられれば、全国平均で最賃の時給は 848 円となります。3%以上の引き上げは 2 年連続。上げ幅は、日額から時給に変更した 02 年度以降で最大の伸びだった 16 年度を 1 円上回り、過去最大を更新しました。今後、各都道府県の地方最低賃金審議会が新しい最低賃金を決め、10 月から適用されます。事業主においては人件費の増加が懸念されます。

最低賃金全国平均額の推移



(地域別最低賃金改定状況より)

全国平均・東京・千葉・埼玉の推移

(単位：円)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848?
東京	739	766	791	821	837	850	869	887	907	932	
千葉	706	723	728	744	748	756	777	798	817	842	
埼玉	702	722	735	750	759	771	785	802	820	845	